

# 高等学校等就学支援金収入状況届出書等及び 高校生等臨時支援金申請意向及び同意について (臨時支援金申請書)に係る手続きについて

高等学校等就学支援金制度は、御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。算定基準額が30万4,200円未満の世帯の方は、高等学校等就学支援金の申請・認定を経て、国から交付される就学支援金を学校設置者（京都府・京都市）が、授業料に充てるため、授業料の納入は必要ありません。

また、令和7年度の事業として、「高校生等臨時支援金」制度が実施されますので、算定基準額が30万4,200円以上の世帯で就学支援金が不認定となった方は、「高校生等臨時支援金」の審査・認定を経て、同様に授業料に充てることとなります。

**算定基準額：市町村民税の課税標準額<sup>(※1)</sup> × 6% - 市町村民税の調整控除額<sup>(※2)</sup>**

※1 早生まれ（生年月日が平成21年1月2日～同年4月1日までの間をいいます。）の生徒を扶養している場合は、親権者（父・母など）1名の市町村民税の課税標準額から33万円を減じて計算

※2 政令指定都市の場合、市町村民税の調整控除額に3/4を乗じて計算

## （留意事項）

- ・ 就学支援金の申請を行わない方は、臨時支援金は認定されません。
- ・ 所得要件以外の要件（在籍期間等）を満たさないことにより就学支援金の受給資格を得られない方は、臨時支援金を受けることはできません。

【例】・ 高等学校等を卒業又は修了したことがある方。

- ・ 高等学校等に在学した期間（転退学等の場合を含む。）が、全日制課程の場合は通算して、36か月を超える方。
- ・ 日本国内に住所を有さない方。

令和7年7月分から令和8年6月分の「就学支援金」受給資格審査のため、全ての世帯の方から申請書・届出書等の書類を提出いただき、所得の状況等について審査を行います。同時に令和7年4月分から令和8年3月分の「高校生等臨時支援金」受給資格審査も行います。

| (参考)<br>授業料額 | 課程  | 京都府立高校                  | 京都市立高校                |
|--------------|-----|-------------------------|-----------------------|
|              | 全日制 | 月額9,900円                | 月割額9,900円             |
|              | 定時制 | 月額1,250円<br>(16単位以上の場合) | 月割額1,250円<br>(全単位の場合) |
|              | 通信制 | 年額 175円 (1単位あたり)        | —                     |

【提出期限】 令和7年7月11日(金)

【提出先】 各クラス担任

【問合せ先】 各学舎事務部

京 都 府 教 育 委 員 会  
京 都 市 教 育 委 員 会

## 1 支給の対象

高等学校等就学支援金は、保護者等の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額（※1）から市町村民税の調整控除額を控除した額（※2）（これを算定基準額といいます。）が30万4,200円未満の世帯の方に支給されます。高校生等臨時支援金は、算定基準額を超えた方に支給されます。いずれも、学校設置者（京都府・京都市）が生徒本人に代わって受け取り授業料に充てますので、生徒・保護者が直接受け取るものではありません。

※1 早生まれ（生年月日が平成21年1月2日～同年4月1日までの間をいいます。）の生徒を扶養している場合は、親権者（父・母など）1名の市町村民税の課税標準額から33万円を減じて計算

※2 政令指定都市の場合、市町村民税の調整控除額に3/4を乗じて計算

## 2 提出書類

所得要件を確認する添付書類として、保護者等のマイナンバー関係書類を提出いただくことができます（ご提出いただいたマイナンバー情報により、保護者等の住民税の課税状況を京都府が確認し、就学支援金の判定を行います。）。なお、過去の申請で保護者等のマイナンバー関係書類を提出し、就学支援金が認定中（令和7年6月分まで支給決定済）の場合、所得要件を確認する添付書類の提出は不要です。

ただし、所得の未申告の方については、マイナンバー情報による市町村民税の課税状況が把握できませんので、課税（非課税）証明書の提出が必要となります。

また、課税証明書以外の保護者等の課税標準額や市町村民税の調整控除額が確認できる書類として、給与所得者が毎年5～6月に勤務先から配付される納税義務者用の特別徴収税額の決定・変更通知書（写）、自営業の方などに、毎年6月に発行される納税通知書（写）は使用できません。

次の(1)又は(2)のうち該当する必要書類を提出してください。

※次の(1)又は(2)に該当する方は、☐受給資格認定申請書・☐収入状況届出書のいずれかにチェックを、入れて提出してください。

※マイナンバー関係書類を郵送で学校に送付される場合は、ご負担をお掛けしますが「書留郵便」扱いをお願いします。

(1) 初めて就学支援金を申請する方（以前、申請をしたが不認定となった方を含みます。）

①「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」・・・記入例参照

「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」とは、様式Aのチェック①「受給資格認定申請書（初回時）」にチェックをつけた書類を指します。

②「保護者等のマイナンバー関係書類」（提出できない場合、課税の証明書等）

なお、マイナンバー関係書類を提出し、就学支援金が認定中（支給決定）となった方は、今後、毎年7月の所得の確認手続きにおいて、添付書類の提出は不要になります。

③「高校生等臨時支援金申請意向及び同意について」・・・記入例参照

(2) すでに、就学支援金の認定を受けている方

①「高等学校等就学支援金収入状況届出書」・・・記入例参照

「高等学校等就学支援金収入状況届出書」とは、様式Aのチェック①「収入状況届出書（2回目以降）」にチェックをつけた書類を指します。

②「保護者等のマイナンバー関係書類」（提出できない場合、課税の証明書等）※

※ただし、過去の申請で保護者等のマイナンバー関係書類を提出し、就学支援金が認定中（令和7年6月分まで支給決定済）の場合、今回提出の必要はありません。

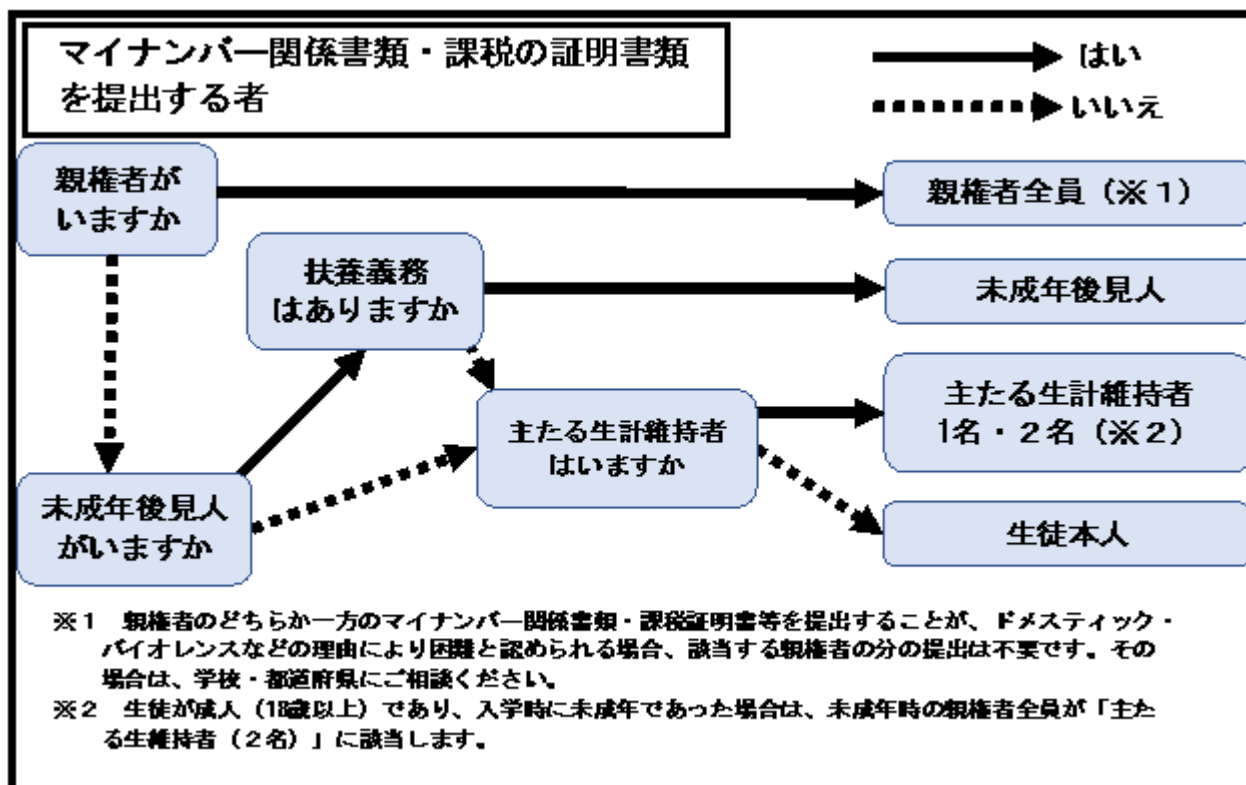
③「高校生等臨時支援金申請意向及び同意について」・・・記入例参照

### 3 マイナンバー関係書類・課税証明書等について

原則、**親権者（父・母）2名分**のマイナンバー関係書類又は課税の証明書を提出していただきます。（親権者が1名の場合は、1名分の証明書を提出）

親権者がいない場合は、以下のフロー図に従ってマイナンバー関係書類又は課税証明書等を提出してください。

ただし、親権者のどちらか一方が控除対象配偶者（同一生計配偶者）で、かつ給与収入が100万円以下の場合は、配偶者の課税の証明書（証明書に控除対象配偶者（同一生計配偶者）有の記載が必要）は省略できます。（マイナンバー関係書類を提出する場合、親権者2名分が必要です。）



### 4 マイナンバー関係書類を提出する場合

次の(1)又は(2)のいずれかを別添の「個人番号カード(写)等貼付台紙」に貼り付け、個人番号・氏名・生年月日を記入し、角6サイズの封筒(②)に入れてのり付けで封をし、「高等学校等就学支援金収入状況届出書」等と一緒にA4サイズの封筒(①)に同封して提出してください。(3)は原則使用できませんが、注1に該当する場合に限り使用できます。

なお、過去の申請で保護者等のマイナンバー関係書類を提出し、就学支援金が認定中（令和7年6月分まで支給決定済）の場合、今回の申請では省略することができます。

(1) マイナンバー(個人番号)カードのコピー

(2) 住民票（個人番号記載のもの）原本と本人確認書類（運転免許証のコピー等）  
…学校へ持参提出の場合は、本人確認書類は不要です。

(3) マイナンバー(個人番号)通知カードのコピーと本人確認書類(運転免許証のコピー等)  
(原則使用できませんが、注1に該当する場合は使用できます。)

注1 通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

…学校へ持参提出の場合は、本人確認書類は不要です。

## 5 課税の証明書類を提出する場合

次の(1)又は(2)のいずれかを「高等学校等就学支援金収入状況届出書」と一緒にA4サイズの封筒(①)に直接同封して提出してください。

…角6サイズの封筒(②)の提出は不要です。

### 令和7年度の課税（非課税）証明書の原本

(1) …市町村の窓口等で交付を受けてください。

市町村民税の課税標準額と市町村民税の調整控除額の記載がある課税証明書（全部事項証明書）の交付を依頼してください。所得未申告のため証明書が発行されない場合は、所得を申告の上、課税（非課税）証明書の交付を受けてください。

※発行には手数料がかかります。

(2) 生活保護受給証明書

…令和7年1月1日現在の「生活扶助」の受給が証明できる証明書の発行を依頼してください。

(例) 証明書の備考欄に「令和7年1月1日現在生活扶助受給中」と記載されている。

注 次の書類は使用できません。

- ・源泉徴収票

- ・「特別徴収税額の決定・変更通知書」(※1)

※1 給与所得者の場合、今年の5～6月頃に勤務先から配付されています。

- ・「住民税の納税通知書」(※2)

※2 事業所得者などの場合、今年の6月頃に市町村役場から通知されています。

## 6 その他必要な書類

親権者以外の主たる生計維持者(※)の証明書を提出する場合は、その者が生徒の生計を維持していることが分かる書類（健康保険証の写し等（「扶養誓約書」）を添付してください。

※ 生徒が成人（18歳以上）（入学時に未成年）であり、未成年時の親権者全員が「主たる生計維持者（2名）」である者（申請書裏面の（1）④に☑された場合）を除きます。

### 注意事項

- ・消せるボールペンは使用しないでください。
- ・修正ペン、修正テープは使用しないでください。
- ・記入間違いのあった場合は、二重線で削除し、訂正してください（訂正印は不要です。）。

## 高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

### 記入上の注意

#### 【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

#### 【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。
- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
  - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【２．保護者等の収入の状況について】（１）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

（１）②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人のマイナンバー関係書類又は課税証明書等（以下「課税証明書等」と記載。）を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして（１）⑤又は⑥又は（２）までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【２．保護者等の収入の状況について】（１）①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【２．保護者等の収入の状況について】（１）⑤イ、ウ又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）１名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生計を維持する者の扶養誓約書等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

### 留意事項

イ 都道府県（文部科学省）が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第７項に規定する個人番号カードです。

ハ ４月に入学した新入生は、原則として４月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

二 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を１月の４分の３に相当する月数として計算。）が通算して３６月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ホ ２つ以上の課程に在学している場合は、いずれか１つの課程を選んで申請をしてください。

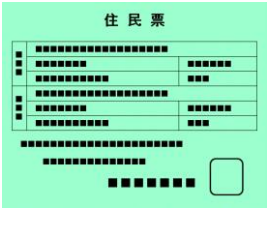
ヘ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第１１条及び第２１条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ト 受給資格の認定を受けた後は、収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。また、課税証明書等を提出された場合、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。

チ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

リ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

## マイナンバー関係書類等・課税証明書等の提出方法について

|   | 提出書類<br>(いずれかを提出)                                                           | 見本                                                                                                      | 提出方法                                                                                                                                                                                        | 本人確認書類<br>【学校に持参提出される場合は不要です。】                                                                                                                     |
|---|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | マイナンバー<br>(個人番号)<br>カード(写し)<br><br>※マイナンバー<br>(個人番号)<br>記載面<br>(裏面)<br>をコピー | <br>【おもて面】      【うしろ面】 | ○「個人番号カード(写)等貼付台紙」に、マイナンバーカードの裏面(番号記載面)の写しを貼り付け<br>○「個人番号カード(写)等貼付台紙」に必要事項を記入(記入例参照)<br>○角6サイズの封筒(②)に入れて封(のりづけ)<br><br>○A4サイズの封筒(①)に角6サイズの封筒(②)を入れる<br>○「高等学校等就学支援金収入状況届出書」等をA4サイズの封筒に入れ、提出 | ・マイナンバー(個人番号)カードの表面(顔写真面)の写しと一緒に提出                                                                                                                 |
| ② | マイナンバー<br>(個人番号)<br>通知カード<br>(写し)<br><br>※使用できない場合があります。                    | <br>【おもて面】             | ○「個人番号カード(写)等貼付台紙」に、マイナンバー通知カードの表面の写しを貼り付け<br>○「個人番号カード(写)等貼付台紙」に必要事項を記入(記入例参照)<br>○角6サイズの封筒(②)に入れて封(のりづけ)<br><br>○A4サイズの封筒(①)に角6サイズの封筒(②)を入れる<br>○「高等学校等就学支援金収入状況届出書」等をA4サイズの封筒に入れ、提出      | ・次のいずれか1点の写し<br>・運転免許証<br>・有効旅券(パスポート)<br>・写真付き住民基本台帳カード など<br>又は<br>次のいずれか2点の写し<br>・健康保険証<br>又は資格確認書<br>・国民年金手帳<br>・学生証<br>・会社の身分証明書 など<br>と一緒に提出 |
| ③ | 個人番号<br>(マイナンバー)<br>の記載がある<br>住民票<br>(原本)                                   |                       | ○「個人番号カード(写)等貼付台紙」に必要事項を記入(記入例参照)<br>○個人番号の記載がある住民票の原本と貼付台紙を角6サイズの封筒(②)に入れて封(のりづけ)<br><br>○A4サイズの封筒(①)に角6サイズの封筒(②)を入れる<br>○「高等学校等就学支援金収入状況届出書」等をA4サイズの封筒に入れ、提出                              | ・次のいずれか1点の写し<br>・運転免許証<br>・有効旅券(パスポート)<br>・写真付き住民基本台帳カード など<br>又は<br>次のいずれか2点の写し<br>・健康保険証<br>又は資格確認書<br>・国民年金手帳<br>・学生証<br>・会社の身分証明書 など<br>と一緒に提出 |
| ④ | 個人番号<br>(マイナンバー)<br>の記載がある<br>住民票記載<br>事項証明書<br>(原本)                        |                      | ○「個人番号カード(写)等貼付台紙」に必要事項を記入(記入例参照)<br>○個人番号の記載がある住民票記載事項証明書の原本を角6サイズの封筒(②)に入れて封(のりづけ)<br><br>○A4サイズの封筒(①)に角6サイズの封筒(②)を入れる<br>○「高等学校等就学支援金収入状況届出書」等をA4サイズの封筒に入れ、提出                            | ・次のいずれか1点の写し<br>・運転免許証<br>・有効旅券(パスポート)<br>・写真付き住民基本台帳カード など<br>又は<br>次のいずれか2点の写し<br>・健康保険証<br>又は資格確認書<br>・国民年金手帳<br>・学生証<br>・会社の身分証明書 など<br>と一緒に提出 |
| ⑤ | 生活保護<br>受給証明書<br>(原本)<br><br>※令和7年1月1日現在の<br>「生活扶助」受給が証明できるもの               |                      | ○生活保護受給証明書の原本を「高等学校等就学支援金収入状況届出書」等と一緒に、直接A4サイズの封筒(①)に入れ、学校に提出                                                                                                                               | 本人確認書類は不要                                                                                                                                          |
| ⑥ | 令和7年度<br>市町村民税・<br>都道府県民税<br>課税証明書<br>(原本)<br><br>※手数料がかかります                |                      | ○市町村民税・都道府県民税課税証明書の原本を「高等学校等就学支援金収入状況届出書」等と一緒に、直接A4サイズの封筒(①)に入れ、学校に提出                                                                                                                       | 本人確認書類は不要                                                                                                                                          |

[illegible]